

## 意見書

平成18年8月21日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびー かぶしきがいしゃ  
氏 名 BBテクノロジー株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) にっぽん かぶしきがいしゃ  
氏 名 日本テレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう くらしげ ひでき  
代表取締役社長 倉重 英樹

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ボーダフォン株式会社  
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成18年7月21日付情審通第54号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法第33条第2項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案」(専用線等に係る新たな保守メニューの追加)に関し、意見募集の機会を設けて頂いたことにつき、御礼申し上げます。

以下の通り弊社共の意見を述べさせていただきますので、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

## 1. 保守区分追加によるユーザ利便性の向上について

保守区分タイプ1-2(全日・昼間帯)の追加は、選択肢の増加によりユーザの利便性向上につながるものであるため、当該保守区分を追加することに基本的に賛同します。ただし、以下に述べる機能については、接続事業者に選択の余地がないため、問題があるものと考えます。

## 2. 公衆電話機能及びDSLのラインシェアリングに係る保守区分見直しの妥当性について

公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能に関し、今般新たに設定される保守区分タイプ1-2(全日・昼間帯)にすべて移行することに伴い、接続料の値上げが認可申請されているところです。また、DSLのラインシェアリングについても重畳する加入電話サービス契約者回線について保守区分タイプ1-2(全日・昼間帯)が適用される場合には、同じく値上げとなります。接続事業者においては、NTT東西が保守区分タイプ1-2を選択することにより接続料の値上げを強要される内容となっており、接続事業者に選択の余地がなく問題です。このことから、弊社共は両機能に係る接続約款変更に対抗します。少なくとも、NTT東西の保守区分選択に係る情報公開及び妥当性が確保されない限り、本件の認可をすべきでないと考えます。

まず、DSLのラインシェアリングについては、NTT東西における保守区分タイプ1-2の選択に伴う接続料値上げに対し、接続事業者の予見性を確保し、妥当性を検証するための情報開示が必要と考えます。具体的には、NTT東西の電話サービス契約者回線に係る保守区分の選択主体、選択方法、選択単位等の情報を公表することが必要です。特に全ての電話サービス契約者回線を保守区分タイプ1-2(全日・昼間帯)に移行する場合には、公衆電話機能と同じく接続料の一律値上げとなるため、事前に周知を行い、妥当性を検証することが必要です。

次に、公衆電話機能及び保守区分タイプ1-2を選択した場合のDSLのラインシェアリングについては、保守区分の変更を行う合理的な理由及び必要性について、NTT東西において挙証責任を果たすことが必要です。さらに、NTT東西において挙証された内容については、十分な外部検証を行うことが必要と考えます。

具体的には、以下の事項により、NTT東西において保守区分変更の必要性を挙証し、外部検証を通じて妥当性を判断することが必要と考えます。

- ① 現状の故障発生／保守の実態
- ② 保守区分変更の必要性(顧客ニーズの有無)
- ③ 保守区分変更により見込まれる効果

保守区分変更の理由及び必要性について、NTT東西又は総務省より合理的な説明が行われ、公表されない限り、今回の公衆電話機能及びDSLラインシェアリングに係る接続約款の変更を認可すべきではないものと考えます。

### 3. 接続料算定内容の詳細検証について

2. において述べたとおり、NTT東西は保守区分の変更により、接続料収入の増加が見込まれます。従って、当該接続料収入の増加が、実際の保守費用増加分と対応しており、妥当なものとなっているかどうかについて、NTT東西又は総務省において十分に検証し、検証内容を公表することが必要と考えます。さらに、算出データを保有するNTT東西において、検証内容の妥当性を挙証することが必要と考えます。

具体的には、今回の算定に用いられた保守換算係数(1.02)は、実際の保守費用ではなく、専用線の故障修理対応時間に基づき算出された係数とされていますが、当該保守換算係数と実際の保守費用の増分との関係の妥当性につき、精緻な検証が必要と考えます。

この他、保守換算係数の算出に用いられた故障修理対応時間の算出方法等、今回の接続料算定に用いたデータ自体の妥当性についても検証し、検証内容を公表することが必要と考えます。

以上